

# 国の電子化事例調査報告資料

【事例番号 4】

ウェブ会議の導入事例（特許庁）

アビームコンサルティング株式会社

## 目 次

第1 本資料の目的及び調査の概要 .....	4
1 本資料の目的 .....	4
2 調査の概要 .....	4
(1) 調査対象手続の概要 .....	4
(2) 手続利用者の概要 .....	4
(3) 手続利用に必要な条件・環境 .....	5
第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆 .....	6
1 e 提出に関する示唆 .....	6
2 e 事件管理に関する示唆 .....	6
3 e 法廷に関する示唆 .....	6
(1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大 .....	6
(2) 争点整理段階におけるITツールの活用 .....	6
4 IT部分におけるサポート .....	6
(1) デジタル弱者対応 .....	6
5 オンライン利用促進の取組 .....	6
6 IT化への隘路 .....	7
7 その他の示唆 .....	7
(1) ユーザ側利用環境について .....	7
(2) ウェブ会議の申請方法 .....	7
(3) 利用時間について .....	8
(4) 情報セキュリティについて .....	8
第3 調査結果詳細 .....	8
1 e 提出に関する事項 .....	8
(1) 訴え提起のオンライン提出への一本化 .....	8
(2) 手数料の電子納付・電子決済への対応 .....	9
(3) 訴訟記録を電子記録に一本化 .....	9
(4) 主張・根拠をオンライン提出に一本化 .....	9
(5) 形式的記載の補正指示 .....	10
(6) 電子的な方法による送達 .....	10
2 e 事件管理に係る事項 .....	10
(1) 主張・証拠への隨時オンラインアクセス .....	10
(2) 裁判期日をオンラインで調整 .....	10
(3) 本人・代理人が期日の進捗・進行計画を確認 .....	10
(4) 期日の自動指定 .....	11
(5) 調書、判決書の電子化 .....	11
(6) 電子的な決裁 .....	11

(7) 期日情報のインターネット公開 .....	11
(8) 判決のインターネット公開、自動マスキング .....	11
(9) オンラインでの記録の確認.....	11
3 e 法廷に係る事項 .....	12
(1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大 .....	12
(2) 争点整理段階における I T ツールの活用.....	12
(3) 期日のインターネット公開.....	12
4 構築費用・技術基盤に関する事項 .....	13
(1) 初期構築・運用等の費用 .....	13
(2) 技術基盤（導入ソフトウェア等）の確認 .....	13
5 電子化の効果に関する事項 .....	14
(1) 電子化の効果を測定する指標と効果 .....	14
6 民事訴訟手続との類似性・親和性及び利用者サポートの体制・手当てに関する事項 .....	15
(1) 民事訴訟手続の I T 化との類似性・親和性 .....	15
(2) 利用者サポートに関する具体的な体制や手当（対応窓口の有無など） .....	15

## 第1 本資料の目的及び調査の概要

### 1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる国の行政手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査対象手続の概要

特許庁では、特許審査の過程において、技術の内容を伝え、効率的・効果的に審査を進めるため出願人及び代理人と審査官で直接面接する制度がある。面接種別は「特許庁での面接」、「出張面接」、「ウェブ面接」の3種類である。本事例では、平成25年4月に特許庁と各特許室をISDN回線で結ぶ従来のテレビ会議システムを廃止し、インターネット回線を利用したウェブ面接の導入事例を調査対象としている。

インターネット回線を利用したウェブ面談には、参加する場所に制限はなく、出願人や代理人等が自身のPC等から面接に参加して、審査官とコミュニケーションを図ることが可能である。また、利用するための機器等（ウェブカメラ、ヘッドセットなど）の準備ができない場合は、INPI近畿統括本部又は全国の経済産業局等知的財産室に備えたウェブ面接が可能な端末を利用して実施することも可能となっている。

面接の申込み手段としては、特許庁ホームページの申請フォーム、電話、FAX、上申書のいずれかを用いて行う。審査官との調整の結果、面接の時間が確定した場合、特許庁審査第一部調整課面接管理専門官からウェブ面談の招待メールが送付される。出願人及び代理人は予め電子メールアドレスを取得しておく必要がある。

開催日時に招待メールに記載されている招待URLへアクセスすることでウェブサイト上の会議室へ入室が可能となる。

ウェブ会議は、文書作成ソフト、表計算ソフト、PDFソフト等の電子データを、ウェブサイト上の「ホワイトボード」に貼り付け、参加者間で共有することが可能となっており、出願人・代理人・審査官を含む最大10拠点から会議への参加が可能である。

また、申込みやウェブ面談による手数料は発生せず、面接審査が可能な期間としては、審査請求してから審査手続が完了するまでいつでも実施が可能なため代理人等の申込があれば審査官との面接は、原則一回は面接を受諾することになっている。ただし、面接の趣旨を逸脱する恐れがあるなど適当ではないと判断した場合は受諾しない場合もある。

#### (2) 手続利用者の概要

本事例での利用者は、出願人・代理人・審査官である。

### (3) 手続利用に必要な条件・環境

ウェブ会議の利用に際して、本事例では以下の環境を用意している。

#### ア クライアントPC及び周辺機器

システムを利用可能なOSを搭載したパソコンが必要である。システム利用するための機器（ウェブカメラ・ヘッドセット）も各自で用意する必要がある。

#### イ インターネット環境

インターネット回線の利用が可能であること。

#### ウ メールアドレスの事前取得

面談の申込みを行うと審査官から面談の案内が送付されるため、事前にメールアドレスの取得が必要である。

## 第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆

### 1 e 提出に関する示唆

該当なし

### 2 e 事件管理に関する示唆

該当なし

### 3 e 法廷に関する示唆

#### (1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大

特別なソフトウェアをインストールが不要かつ、開催日時に招待URLをクリックすることでウェブシステム上の会議室にアクセスする仕組みとなっている。

当該事例から、特別なソフトウェアをインストールせず手軽に利用できる仕組みは、利用者の利便性の向上とウェブ会議を利用ための準備作業が不要となることから、検討すべきと考える。

#### (2) 爭点整理段階におけるITツールの活用

当該事例では、面接終了後に審査官が面接記録の作成を行うことにより、面接における確認事項を出願人及び代理人とで確認し、その後の審査手続を円滑に進めている。音声認識による自動書記システムやウェブ会議の様子を動画で自動保存することで裁判記録とする仕組みを検討することで、裁判所職員の作業負担を減らすことができると考えられる。

### 4 IT部分におけるサポート

#### (1) デジタル弱者対応

当該事例では、面接の申込みはメールによる調整以外に電話による申込みが可能である。民事訴訟手続の場合、期日の日程調整においてウェブ画面等を用いて日程の調整を行うことが考えられるが、電話等による日程調整も可能とすることによりデジタル弱者へのサポートとして有用であると考えられる。

### 5 オンライン利用促進の取組

実務者説明会等における紹介、ウェブ会議のリーフレット配布、動画<sup>1</sup>による面談審査のデモンストレーションなど利用促進のため普及活動を行っているが、出張面談審査に比べて費用もかからず利便性も良いなど利点が多いにも関わらず、十分な周知ができておらず、ウェブ会議の審査件数は少ないものとなっている<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> テレビ面接審査のご紹介([https://www.jpo.go.jp/doga/tv\\_mensetsu.html](https://www.jpo.go.jp/doga/tv_mensetsu.html))

<sup>2</sup> 出張面接審査・テレビ面接審査の利用拡大に向けて

当該事例から、まずは利用頻度の高い弁護士などを対象に、実務者説明会等での研修または練習環境を用意し、操作方法等を理解してもらうなどの取組みが必要と推察する。

## 6 IT化への隘路

平成25年4月にISDN回線を利用したテレビ会議を廃止し、十分な通信帯域を確保したインターネット回線を活用したウェブ会議サービスを導入しており、初期導入費用の削減や運用面の効率化の面からクラウド型（ASP（SaaS））のサービスを利用してい<sup>3</sup>る。

当該事例から、裁判所から外部システムにアクセスする際に映像や音声の品質を確保するには推奨される通信帯域を確保しておく必要がある。現行における裁判所ネットワークにおいて通信帯域が確保できない場合、別途ネットワーク回線の敷設・利用の検討を行う必要がある。

また、モバイル端末によるウェブ会議への接続も可能となるが、無線を使用した場合、速度が不安定になる恐れがあることから、利用端末をPCに制限するなど通信速度の安定性を確保する対策も必要であると考える。

## 7 その他の示唆

### (1) ユーザ側利用環境について

本事例では、ウェブ会議に利用するための機器（カメラ・ヘッドフォン・スピーカ・マイク）を用いてクライアントPCからウェブ会議サービスを利用している。パソコン及び周辺機器は出願人が各自用意することとなっている。出願人が用意できない場合は、INPIT-KANSAI（近畿統括本部）や全国の経済産業局等知的財産室に備えているウェブ会議による利用も可能となっている。

当該事例と同様に、民事訴訟手続の訴状審査の段階において、訴状の補正の際に認識の相違なく効率的に進める手段として、ウェブ会議の活用も考えられる。ただし、当事者及び弁護士等で利用するための機器が準備できない場合に、代替策として裁判所等でウェブ会議を用いて行えるように対応することも想定される。

### (2) ウェブ会議の申請方法

面接の申込みには、電話またはメールにて連絡する方法の他に、特許庁ホームページから面接審査申込フォーム<sup>4</sup>による申込みを行うことが可能である。

当該事例から、選択式のウェブフォームによる申込みの方法は、必須事項を入力するだけで容易に申込みが行えることから、メールのような自由形式のフォーマットに比べ当事者の利便性が向上すると考える。裁判所職員についても、必要な情報を不足なく確認でき

(<http://www.tokugikon.jp/gikonsi/284/284tokusyu02.pdf>)

<sup>3</sup> 第2章 特許における取組み(<https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2013/honpen/3-2.pdf>)

<sup>4</sup> 面接審査申込フォーム([https://mm-enquete-cnt.jpo.go.jp/form/pub/jpo/mensetsu\\_sinsa](https://mm-enquete-cnt.jpo.go.jp/form/pub/jpo/mensetsu_sinsa))

るため、調整確認の手間が省力化でき、業務の効率化につながると考える。

### (3) 利用時間について

審査官と合意した開催時刻の30分前から利用可能となっている。これはウェブカメラの設定や面談システムの操作に慣れるための時間を確保するためである。

出願者には、パソコンや操作に不慣れな利用者も想定されることから、事前に接続確認や操作に慣れるための時間を確保することで、安心して円滑にウェブ会議を進める仕組みも必要と推察される。

### (4) 情報セキュリティについて

当該事例では、「盗み読み」「改ざん」「なりすまし」といった情報漏えいリスクを回避するため、面談審査管理専門官から招待メールの送付が行われる。当該時間となった際に、当事者が招待URLをクリックすることで特別なソフトウェアをインストールせずともウェブサイト上の会議室にアクセスが可能となっている。裁判期日ごとにセキュリティコードを設定し、当事者双方及び代理人のメールアドレス等に開催日時と招待URLを含めた招待メールを事前に送付することにより、参加者を制限することが可能となり、情報漏えいのリスク軽減につながると考えられる。ただし、招待URLが第三者に流出した場合、開催日時にアクセス可能となってしまうことが考えられるためログインIDとパスワードを利用したユーザ認証の仕組みが必要であると考える。

## 第3 調査結果詳細

### 1 e 提出に関する事項

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことをいう。ここでは、民事訴訟に関わる一連のプロセスにおける書面の提出に関する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

#### (1) 訴え提起のオンライン提出への一本化

訴えの提起のオンライン提出への一本化について検討するためには、提出がどのようにおこなわれているのか確認する必要がある。このため、提出方法、提出物、及びマニュアル類の有無について、他の事例における取扱を確認することが有効であると考えられる。本事例における取扱の現状は以下のとおりであった。

##### ア 申請等の提出方法

本事例では該当なし。

##### イ オンライン提出の場合の利用環境によるサービスの差異

本事例では該当なし。

**ウ オンライン提出のための書類定型化の有無・利用者向けマニュアルの有無**

本事例では、特許庁ホームページから主要機能紹介<sup>5</sup>や動画による面談審査のデモンストレーション等を提供している。

**エ オンライン提出の場合、電子手続を利用できない人はどのような方法で申請しているか。**

開催日時が確定した際に、招待メールが送付されるため、電子メールアドレスは必須となるが、電話によるウェブ会議の申込みは可能である。

**オ オンライン提出の場合の本人認証手段・申請受理の旨の申請者への通知手法**

本事例では、ウェブ会議の申込後、ウェブ面談の開催日時が確定した際に、特許庁の面接審査管理専門官から申込時に連絡している電子メールアドレス宛に招待メールが送付される。本文に開催日時と招待URLが記載されており、当該日時に招待URLからアクセスが可能となる。

**カ どの時点をもって提出時としているか（送信時・受信時・その他）**

本事例では該当なし。

**キ オンラインによる受付時間**

ウェブ会議の申込みについて、受付時間に制限はない。ウェブ会議の利用時間については、審査官と合意した開催時刻の30分前から利用可能となっている。ウェブカメラの設定や面談システムの操作に慣れるための時間を確保するためである。

**(2) 手数料の電子納付・電子決済への対応**

本事例では手数料はかかるない。

**(3) 訴訟記録を電子記録に一本化**

本事例では、該当なし。

**(4) 主張・根拠をオンライン提出に一本化**

本事例では該当なし。

---

<sup>5</sup> テレビ面談システム主要機能

([https://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/telesys\\_mensetu/02\\_kinou.pdf](https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/telesys_mensetu/02_kinou.pdf))

(5) 形式的記載の補正指示

本事例では該当なし。

(6) 電子的な方法による送達

開催日時等の連絡に、事前登録した電子メールアドレス宛に送付される仕組みがある。

2 e 事件管理に係る事項

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関わる情報の管理を電子的に行うことを行う。ここでは、民事訴訟に関わる事件管理に関する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認した。

(1) 主張・証拠への随時オンラインアクセス

本事例では、ウェブ会議サービスのPC画面共有機能、ファイル共有機能及びホワイトボード機能等の利用により、会議参加者への資料の共有が可能としている。

ア 画面上から確認を行うことが可能か。アクセスする際の本人認証はどのように行うのか。

本事例では、ウェブ会議の申込後、ウェブ面談の開催日時が確定した際に、特許庁の面接審査管理専門官から、申込時に連絡している電子メールアドレス宛に招待メールが送付される。本文に開催日時と招待URLが記載されており、当該日時に招待URLからアクセスが可能となる。

イ 提出済み書面に対する加除訂正の可否・方法、（履歴管理の有無・方法、改ざん防止の方策、（改ざん防止の観点とは別に）提出後の書き込み等の可否

本事例では該当なし。

ウ 提出済み書面の加除訂正が可能な期間の有無

本事例では該当なし。

(2) 裁判期日をオンラインで調整

本事例では、ウェブ会議の開催日時の調整は電話又はメール等により調整を行っていると想定される。

(3) 本人・代理人が期日の進捗・進行計画を確認

本事例では該当なし。

(4) 期日の自動指定

本事例では該当なし。

(5) 調書、判決書の電子化

本事例では、書面の電子化の仕組みはないと想定される。

(6) 電子的な決裁

電子的な書面の決裁を行うような仕組みは無いと想定される。

(7) 期日情報のインターネット公開

ポータルサイトのような、情報を開示するための仕組みがあるか確認したが、本事例では確認できなかった。

(8) 判決のインターネット公開、自動マスキング

ウェブ会議の内容は、インターネットで公開されていない。これらの情報はすべて開示するものではないためマスキングは行っていないと考えられる。

ア ポータルサイトのような情報を開示するための仕組み

ポータルサイトのような情報を開示するための仕組みがあるか確認したが、本事例では確認できなかった。

イ 自動マスキングはどのような方法により行っているのか。

外部に開示するものではないため、マスキング機能は存在しないと想定される。

(9) オンラインでの記録の確認

オンラインでの記録の確認については、以下のとおりである。

ア 記録の確認主体の種別(当事者と第三者等)によってアクセスが可能な範囲・アクセスの方法に違いはあるのか

本事例では、ウェブ会議の申込後、ウェブ面談の開催日時が確定した際に、特許庁の面接審査管理専門官から、申込時に連絡している電子メールアドレス宛に招待メールが送付される。本文に開催日時と招待URLが記載されており、当該日時に招待URLからアクセスが可能となる。

イ オンラインでの閲覧は認めるが謄写（ダウンロード・スクリーンショット等）は認めない場合はあるか。あるとすれば謄写をどのように制限しているか。

ウェブ会議サービスの機能としてホワイトボード機能等があり会議参加者への資料の

共有を可能としている。

### 3 e 法廷に係る事項

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷において I T を活用することをいう。ここでは、民事訴訟に関わる法廷に関連する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認した。

#### (1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大

本事例では、V-Cube ミーティング（株式会社ブイキューブ）を利用している<sup>6</sup>。特別なソフトウェアをインストールする必要がなく、特許庁から送付される招待メールに記載されている招待URLをクリックすることで、所定のウェブシステム上の会議室に参加することができる。

また、ウェブ会議の主な機能として、文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF ソフト等の電子データを、ウェブサイト上の「ホワイトボード」に貼り付け、参加者間で共有することが可能である。また、ホワイトボードに貼り付けた電子データに、参加者がマーカーやメモを付すことができるため同じ資料を見ながら効率的に議論を行うことができる。

#### (2) 爭点整理段階における I T ツールの活用

面接終了後に審査官は面接記録を作成し、出願人及び代理人に送付する。出願人及び代理人は確認・署名を行い、審査官に FAX で送信して面接の確認事項に齟齬がないようにしている。

#### (3) 期日のインターネット公開

ポータルサイトのような情報を開示するための仕組みがあるか確認したが、本事例では確認できなかった。

---

<sup>6</sup> テレビ面接審査 ([https://www.jpo.go.jp/doga/tv\\_mensetsu.html](https://www.jpo.go.jp/doga/tv_mensetsu.html))

#### 4 構築費用・技術基盤に関する事項

本事例の民事訴訟手続IT化への活用を検討するに当たり、どの程度のコストを要しているかは、一つの重要な判断基準となりうる。このため、本事例において必要なシステム構築費等のコストを調査した結果を以下に整理した。併せて、本事例で利用している技術基盤についても整理した。

##### (1) 初期構築・運用等の費用

構築又は運用に係る予算はどの程度か確認した。平成27年の中小企業白書の知的財産対策のテレビ面接予算として、0.02億円計上している。平成27年度以降は、出張面接審査・テレビ面接審査の予算（0.1億円）に内包されて記載されているため確認できなかったが、システム利用のための月額費用が発生するのみと考えられるため、平成27年度以降についても0.02億円で計上されると想定される。<sup>7</sup>

##### (2) 技術基盤（導入ソフトウェア等）の確認

本事例では、V-Cubeミーティング（株式会社ブイキューブ）を利用している。このソフトウェアは、クラウド型及びオンプレミス型それぞれの形態で構築することが可能である。

---

<sup>7</sup> 中小企業白書 平成27年度 (<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>) (中小企業庁)

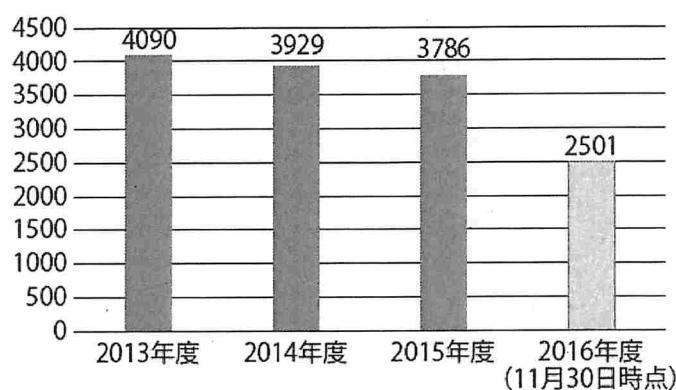
## 5 電子化の効果に関する事項

本事例における電子化の手法等を民事訴訟手続のIT化に適用するか否か検討する一つの材料としては、実績として効果があったといえるか否かは重要な要素であることから、本事例における電子化の効果を確認した。

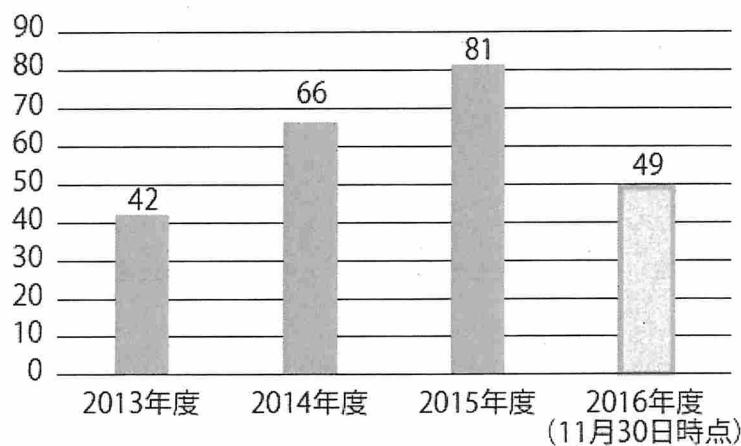
### (1) 電子化の効果を測定する指標と効果

当該事例における電子化の効果を測定する指標と効果について、電子化による効果をどのように測定しているか、効果は実際にはどうだったのか確認した。全体の面接審査件数に比べ、比率としては小さいものの、徐々に利用件数は増加している。

図表第5－1 面接審査件数推移<sup>8</sup>



図表第5－2 ウェブ面接審査件数推移



<sup>8</sup> 出張面接審査・テレビ面接審査の利用拡大に向けて  
(<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/284/284tokusyu02.pdf>)

## 6 民事訴訟手続との類似性・親和性及び利用者サポートの体制・手当についてに関する事項

本事例において民事訴訟手続のIT化の構成や利用者サポートを検討する一つの材料として、本事例における類似性・親和性や利用者サポートの体制・手当について確認をした。

### (1) 民事訴訟手続のIT化との類似性・親和性

当該事例では、徐々にウェブ会議の利用は増加しているものの面接審査全体の件数から比べると少ない件数となっている。民事訴訟手続においても利用者への説明会や研修または練習環境を用意し操作方法等を理解してもらうことを積極的に行うことで利用者の増加に繋がると考える。

### (2) 利用者サポートに関する具体的な体制や手当（対応窓口の有無など）

当該事例における利用者サポートの対応窓口、受付時間及び連絡方法についてどのような方法で対応されているのか確認した。ウェブ会議における問合せ先は特許庁審査第一部調整課地域イノベーション促進室となっている。

【連絡手段】特許庁HPの問合せフォーム、電話及びFAX

【受付時間】該当なし

以上